明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一二九―二）　一

〔告　示〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務一六六）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（政治資金適正化委二九）

○日本国に帰化を許可する件（法務二四五）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八六八）　三

○高速自動車国道に関する件（国土交通四四一）

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛九二）

○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（近畿厚生局二）　四

〔国会事項〕

内閣　七

〔人事異動〕

内閣　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示九）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一

会社その他　一三

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年五月十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二九―二

人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条）

第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条）

附則

第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例

第一条第一項中「除く」の下に「、第四条第一項において同じ」を加える。

本則に次の一章を加える。

第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例

（死体処理手当の特例）

第四条　職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事院が定めるものに従事したときは、死体処理手当を支給する。